

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 7 年 12 月 12 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事（水産大学校代表）藤井 徹生

◎ 調達機関番号 807 ◎ 所在地番号 35

1 調達内容

- (1) 品目分類番号 78
- (2) 購入等件名及び数量 水産大学校施設の管理業務一式
- (3) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (4) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。
- (5) 履行場所 国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
- (6) 入札方法 落札者の決定は、総合評価をもって行うので、入札説明書で示した企画書等入札書類を提出すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記

載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされた者であること。

なお、入札参加グループで入札に参加する場合には、令和7・8・9年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「建物管理等各種保守管理」で、代表事業者及びグループ事業者の双方が「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされた者であること。

- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

- (5) 本業務の実施に当たり、法令上必要な資格

等を有している者又は資格等を有している者を業務に当たらせることができる者であること。

(6) 本入札は一の事業者で参加することも、入札参加グループで参加することも可とする。

なお、入札参加グループで参加する場合は、次の要件をすべて満たす者であること。

① 入札参加グループの代表となる事業者

(以下「代表事業者」という。)を定め、入札書類の提出期限までに入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)を提出した者であること。

② 入札参加グループの代表事業者を除く全ての事業者は、上記(2)の入札参加グループのグループ事業者に係る要件及び(1)、(3)、(4)の要件をすべて満たす者であること。

③ 代表事業者及びグループ事業者は、各担当業務において上記(5)の要件を満たす者であること。

④ 代表事業者及びグループ事業者は、他の入札参加グループを構成する者又は単独で入札に参加する者でないこと。

(7) 入札参加予定の事業協同組合の構成員は、他の入札参加グループに参加若しくは単独で入札に参加することはできないものとする。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書及び企画書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒759-6595 山口県下関市永田本町二丁目7番1号 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校校務部会計課 施設係 西郡 正憲 電話 083-227-3829
F A X 083-264-2080
E-mail jnisigori@fish-u.ac.jp

(2) 入札説明書の交付方法 競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等）の交付を受けること。

① 直接交付

上記 3(1)の交付場所にて交付する。

② 宅配便着払いによる交付

任意書式に「水産大学校施設の管理業務
入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社
名、担当者名、住所、電話番号を記載のう
え、上記 3(1)あてメールまたは F A X を送
信すること。

③ メールによる交付

任意書式に「水産大学校施設の管理業務
入札説明書メールにて希望」と記入し、社
名、担当者名、メールアドレス、電話番号
を記載のうえ、上記 3(1)あてメールまたは
F A X を送信すること。

(3) 入札説明会の日時及び場所

日時 令和 7 年 12 月 23 日 14 時

場所 山口県下関市永田本町二丁目 7 番 1 号
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産大学校 本館一階第一会議室 A

※ 令和 7 年 12 月 16 日までに入札説明書を
受領し、同日中に入札説明会参加申込書を

提出すること。

(4) 企画書等の受領期限 令和8年1月21日17時

(5) 入札、開札の日時及び場所 令和8年1月28日11時 山口県下関市永田本町二丁目7番1号 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校 本館一階第一会議室A（ただし、郵便による入札の場合は、書留郵便によることとし、令和8年1月27日17時必着のこと。）

4 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争に参加を希望する者は、企画書等を上記3(4)に示す期限までに上記3(1)に示す場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、国立研究開発法人水産研究・教育機構理事（水産大学校代表）から企画書

等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内であり、かつ、入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の要求を全て満たす提案をした入札者の中から、入札説明書において定める総合評価の方法をもって落札者を決定する。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められる場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札し、かつ、入札説明書で示す要求事項のうち必須項目の要求

を全て満たす提案をした他の入札者の中から総合評価の方法をもって落札者を決定することがある。

(7) 手続きにおける交渉の有無 無。

(8) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。

(9) 詳細は入札説明書による。

5 契約に係る情報の公表 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき実施する。詳細は入札説明書による。

6 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tetsuo Fujii, Executive Director, Japan Fisheries Research and Education Agency

- (2) Classification of the services to be procured: 78
- (3) Nature and quantity of the services to be required: Facilities management operations at National Fisheries University 1 set
- (4) Fulfillment period: From 1 April 2026 to 31 March 2027
- (5) Fulfillment place: National Fisheries University, National Research and Development Agency, Japan Fisheries Research and Education Agency
- (6) Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:
- ① not come under Article 12-1 and 13 of the regulation concerning the contract for Japan Fisheries Research and Education Agency,

② have Grade A or B or C or D “ Management and Maintenance of building” in terms of the qualification for participating in tenders by Japan Fisheries Research and Education Agency or Single qualification for every ministry and agency in the fiscal years 2025, 2026 and 2027.

(7) Time limit for tender: 11:00, 28 January 2026

(8) Contact point for the notice: Masanori Nishigori, Purchasing Subsection, Accounting Section, Administration Office, National Fisheries University, National Research and Development Agency, Japan Fisheries Research and Education Agency, 2-7-1, Nagata Honmachi, Shimonoseki city, Yamaguchi, 759-6595, Japan. TEL 083-227-3829

水産大学校施設の管理業務

実 施 要 項

水 産 大 学 校

目 次

1. 本業務の詳細な内容に関する事項	1
2. 確保されるべき本業務の質に関する事項	1～2
3. 費用負担等に関するその他の留意事項	3
4. 実施期間に関する事項	3
5. 事業者を使用させることができる国有財産に関する事項	3～4
6. 事業者が、水産大学校に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項	4～8
7. 事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項	8
8. その他本業務の実施に関し必要な事項	9

○別添

- ・企画書の様式（様式1～9）
- ・暴力団排除に関する誓約書（様式10）
- ・仕様書、参考図面
施設管理責任者業務
施設管理業務

1. 本業務の詳細な内容に関する事項

(1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学の概要

水産大学校は、水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図るために当該施設を設置している。

①当該施設の名称及び所在地

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校
〒759-6595 山口県下関市永田本町二丁目7番1号

②敷地面積他

建物名	敷地面積	建面積	延面積	階高
本館 他61棟	211,844㎡	23,637㎡	46,085㎡	平屋建－4階建

③建物平面図

別添資料「平面図」のとおり

(2) 本業務の対象と内容

①本業務の対象は以下の業務一覧のとおりとする。

番号	業務種別	別添資料番号
1	施設管理責任者業務	1
2	施設管理業務	2

②本業務の内容については、以下に掲げるとおりとする。

(ア) 施設管理責任者業務

a 業務の概要

監督職員と連携を図り施設管理業務内の連絡、調整を行うとともに、警備保安業務等からの校舎等の不具合等の連絡に対して迅速な対応を行うこと。

b 業務の仕様

仕様書 01 参照

(イ) 施設管理業務

a 業務の概要

水産大学校校舎等の建物・工作物及び機械類等の修繕・維持等による適正な施設管理を行うこと。

b 業務仕様

仕様書 02 参照

2. 確保されるべき本業務の質に関する事項

(1) 本業務の質

本業務を通して、達成すべき質は、快適な施設利用を可能とするとともに、当該施設における執務、教育及び研究の円滑な実施を可能とすることである。

①品質の維持

本業務の不備に起因した水産大学校における執務、教育及び研究業務の中断回数
(定量的な指標：0回)

※執務、教育及び研究業務の中断とは、執務、教育及び研究業務が中段により目的が達成されない場合をいう。

②安全性の確保

本業務の不備に起因した水産大学校校舎内での人身事故又は物損事故の発生回数
(定量的な指標：0回)

③環境への配慮

本業務遂行にあたって温室効果ガスの削減等環境への配慮に努めること。
ただし、利用者の業務に支障の無いよう配慮すること。

(2) 各業務において確保すべき水準

各業務における確保すべき水準は、別添仕様書 01～02 に定める内容とする。
ただし、「仕様書」に定める内容については、法令に反しない限り改善提案を行うことができる。

(3) 創意・工夫の発揮可能性

本業務の実施に当たっては、次の観点から法令に反しない限り事業者の創意と工夫を反映し、本業務の質の維持向上(包括的な質及び効率の向上、経費の削減、環境への配慮等)に努めるものとする。

①本業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

事業者は、本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うことができる。

②仕様書に定める実施方法に対する改善提案

事業者は、各業務の仕様書に定める実施方法に対し、改善すべき提案がある場合は、具体的な方法等を示すとともに、各業務において確保すべき水準が確保できる根拠等を提案すること。なお、改善提案は入札価格に含むことが可能なものに限ることとし、水産大学校のコスト負担になる改善提案は行わないものとする。

(4) 業務改善策の提出

事業者は、次の場合、速やかに業務改善策を作成、提出し、水産大学校の承認を得なければならない。なお、事業者は、改善策の作成及び実施に当たり、水産大学校に対して必要な助言、協力を求めることができる。

①報告等の結果、本業務の質が確保されることが明らかになり、水産大学校が業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

②水産大学校が、本業務のモニタリング(質疑応答)を随時行い、契約及び業務の仕様に照らして不適切であり、業務の改善が必要であると判断し、事業者にこれを求めた場合。

3. 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 消耗品等

本業務を実施するにあたり必要な消耗品等については、別添仕様書 01～02 に定めのある他、以下のとおりとする。

- ①学生及び施設利用者が使用する消耗品については、水産大学校の負担とする。
- ②事業者が使用する消耗品や付属品については、事業者の負担とする。
- ③事業者の業務に必要な消耗資材品等は、事業者の負担とする。
- ④施設内設置の電話を事業者が業務上使用した場合の電話料金は水産大学校の負担とする。

(2) 光熱水費

水産大学校は、事業者が本業務を実施するのに必要な電気・ガス・上下水道の使用を無償とする。

(3) 法令変更による増加費用及び損害の負担

法令の変更による事業者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の①から③までのいずれかに該当する場合には水産大学校が負担し、それ以外の法令変更による場合については事業者が負担する。

- ①本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令変更及び税制度の新設
- ②消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- ③上記①、②のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）

4. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

5. 事業者を使用させることができる水産大学校資産に関する事項

(1) 使用可能な施設

本事業に係る水産大学校の施設、設備等のすべて。

(2) 事務スペース等の借受け

- ①事業者は、本業務及びこれに付随する業務を実施するため、水産大学校が指定する事務スペース等は無償で借り受けることができる。
- ②施設の使用を終了し、または中止した場合は、原状回復の上、直ちに水産大学校に返還し、検査確認を受けなければならない。

(3) 使用目的の制限等

- ①事業者は、上記（1）及び（2）の施設・設備等は、本業務及びこれに付随する業務以外の目的で使用してはならない。

- ②事業者は、上記（１）及び（２）の施設・設備等を使用する際は、水産大学校の指示に従い、善良な管理者の注意をもって適切に使用しなければならない。なお、万一、施設・設備等に損害を与えた場合は、直ちに監督職員に報告し、その指示に従い、事業者の負担において修復等を行うものとする。

（４）機器等の持込み

- ①事業者は、水産大学校の事務に支障を来たさない範囲において、本業務に必要な機器・設備等を持ち込むことができるものとする。ただし、持ち込む場合には、事前に水産大学校の承認を得なければならない。
- ②上記①の機器・設備等については、適切に管理すること。
- ③施設の使用を終了し、または中止した場合は、直ちに原状回復を行い、監督職員の検査確認を受けなければならない。

（５）使用に係る経費等

- ①上記（１）及び（２）の施設・設備等については、無償で使用することができる。
- ②上記（４）①の機器・設備等を設置するための経費及びこれらから生じる経費は、上記４（２）に定める光熱水費を除き、原則事業者の負担とする。

6. 事業者が、水産大学校に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の本業務の適正かつ確実な実施の確保のために講ずべき措置に関する事項

（１）報告等

- ①業務従事者名簿等の提出
- （ア）事業者は、本業務開始日までに施設管理責任者等を選任し、管理体制を書面にて水産大学校に提出すること。
- （イ）事業者は、本業務開始日までに本業務に従事する者、本業務を行うに当たり必要な資格を有する者の名簿を水産大学校に提出すること。
- （ウ）事業者は、施設管理業務に従事する者の配置予定表を監督職員に届け出ること。
- ②業務計画書の作成と提出
- 事業者は、各年度の本業務開始日までに年度毎の管理業務計画書を作成し、水産大学校に提出すること。
- ③業務報告書の作成と提出
- （ア）事業者は、業務の内容に応じて、水産大学校の指定する周期において業務報告書を作成し、監督職員に提出すること。
- （イ）事業者は、各年度終了後、当該年度に係る本業務の年間総括報告書を水産大学校に提出すること。
- （ウ）事業者は、万一、事故等が発生した場合は、迅速に対応するとともに、直ちに監督職員に報告すること。

（２）水産大学校による調査への協力

水産大学校は、事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認めるときは、事業者に対し、本業務の状況に関し必要な報告を求め、または事業

者の事務所（または業務実施場所）に立ち入り、業務の実施状況または帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(3) 指示

水産大学校は、事業者による本業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

事業者は、本業務に関して水産大学校が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのための必要な措置を講じなければならない。事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他本業務に従事している者または従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、または盗用してはならない。

(5) 個人情報の取り扱い

① 基本的事項

事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、本業務による事務を処理するための個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第7条第2項の規定に基づき、個人情報の漏洩、滅失、改ざんまたはき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

② 取得の制限

事業者は、本業務による事務を処理するために個人情報を取得する時は、あらかじめ、本人に対しその利用目的を明示しなければならない。
また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手段で個人情報を取得するものとする。

③ 利用及び提供の制限

事業者は、監督職員の指示または承諾があるときを除き、個人情報を自ら利用し、または提供してはならない。

④ 複写等の禁止

事業者は、監督職員の指示または承諾があるときを除き、本業務による事務を処理するために水産大学校から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

⑤ 事案発生時における報告

事業者は、個人情報の漏洩等の事案が発生し、または発生する恐れがあることを知った時は、速やかに水産大学校に報告し、指示に従うものとする。本業務が終了し、または解除された後においても同様とする。

⑥ 管理体制の整備

事業者は、本業務による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定めなければならない。

⑦ 業務従事者への周知

事業者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においても本業務による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(6) 業務の引継ぎ

- ①事業者は、本業務が適正かつ円滑に実施できるよう必要に応じて前年度の本業務実施事業者から業務開始日までに必要な引継ぎを受けなければならない。
- ②本業務を実施する事業者の変更があった場合には、事業者は、変更後の事業者との間で業務内容について適切に引継ぎを行わなければならない。この場合、業務引継資料等を作成の上、水産大学校に文書及び電子媒体で業務終了日までに提出しなければならない。

(7) 契約に基づき事業者が講ずべき措置

- ①業務の開始及び中止
 - (ア)事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。
 - (イ)事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときは、あらかじめ水産大学校の承認を得なければならない。
- ②公正な取扱い
 - (ア)事業者は、本業務の実施に当たって、当該施設利用者を具体的な理由なく区別してはならない。
 - (イ)事業者は、当該施設の利用者の取扱いについて、自らが行う他の事業の利用の有無により区別してはならない。
- ③金品等の授受の禁止
事業者は、本業務において、金品等を受け取り、または与えてはならない。
- ④宣伝行為の禁止
事業者及び本業務に従事する者は、本業務の実施に当たって、自らが行う業務の宣伝を行ってはならない。事業者及び本業務を実施する者は、本業務の実施の事実をもって、第三者に対し、誤解を与えるような行為をしてはならない。
- ⑤法令の遵守
事業者は、本業務を実施するに当たり、適用を受ける関係法令等を遵守しなければならない。
- ⑥安全衛生
事業者は本業務に従事する者の労働安全衛生に関する労務管理について、責任者を定め、関係法令に従って行わなければならない。
- ⑦記録・帳簿書類等
事業者は、実施年度毎に本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、委託事業を終了し、または中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- ⑧権利の譲渡
事業者は、原則として本契約に基づいて生じた権利の全部または一部を第三者に譲渡してはならない。
- ⑨権利義務の帰属
 - (ア)本業務の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、事業者は、その責において、必要な措置を講じなければならない。
 - (イ)事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ水産大学校の承認を得なければならない。

⑩再委託の取扱い

- (ア) 事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- (イ) 一の事業者では、本業務を実施できない場合は、あらかじめ入札参加グループを構成すること。
- (ウ) 事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ企画書において再委託に関する事項（再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理方法）について記載しなければならない。【様式9】
- (エ) 事業者は、本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称・委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴取その他業務管理の方法）を明らかにした上で、水産大学の承認を得なければならない。
- (オ) 事業者は、上記（ウ）から（エ）により再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴取することとする。
- (カ) 上記の秘密の保持等、公正な取扱い、金品の授受の禁止、宣伝行為の禁止、水産大学の契約によらない自らの業務の禁止等について、再委託先は、事業者と同様の義務を負うものとする。また、事業者は、再委託先に遵守させるための必要な措置を講じなければならない。

⑪業務途中における入札参加グループからの脱退

代表事業者及び入札参加グループの参加事業者は、本業務を完了する日までは入札参加グループから脱退することはできない。

⑫業務途中における参加企業の破産又は解散に対する処置

入札参加グループのうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、水産大学の承認を得て、残存する参加事業者が共同連帯して当該参加事業者の分担業務を完了するものとする。

ただし、残存する参加事業者のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存事業者全員及び水産大学の承認を得て、新たな構成員を当該入札参加グループに加入させ、当該参加事業者を加えた入札参加グループが共同連帯して破産又は解散した参加事業者の分担業務を完了するものとする。

⑬契約解除

水産大学は、事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (ア) 偽りその他不正の行為により落札者となったとき
- (イ) 本契約に従って本業務を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき
- (ウ) 上記（イ）に掲げるほか、本契約において定められた事項について重大な違反があったとき
- (エ) 上記（2）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき
- (オ) 上記（3）による指示に違反したとき
- (カ) 上記（4）に違反して業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき
- (キ) 暴力団の業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき
- (ク) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき

⑭契約解除時の取扱い

- (ア) 上記⑬に該当し、契約を解除した場合には、水産大学校は事業者に対し、当該解除の日までに本業務を契約に基づき実施した期間にかかる委託費を支給する。
- (イ) この場合、事業者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として水産大学校の指定する期間内に納付しなければならない。
- (ウ) 水産大学校は、事業者が上記(イ)の規定による金額を水産大学校の指定する期日までに支払わないときは、その支払期限の翌日から起算して支払いのあった日までの日数に応じて、年100分の5の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。
- (エ) 水産大学校は、契約の解除及び違約金の徴収をしてもなお損害賠償の請求をすることができる。
- (オ) 事業者は、上記項目にかかわらず、事業者の責めに帰することができない事由により、本業務の全部又は一部の実施が遅延したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。
この場合、水産大学校と協議をするものとする。

⑮委託内容の変更

水産大学校及び落札事業者は、本件業務の質の向上の推進、またはその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を書面によりそれぞれの相手方に提出し、それぞれの相手方の承諾を得なければならない。

⑯設備更新の際における事業者への措置

実施期間中に設備が更新される際は、更新機器について事業者へ通知するとともに、契約変更を行う場合がある。

⑰契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、事業者と水産大学校が協議するものとする。

⑱環境対策・防災対策等への提案

事業者は、業務の履行を通じて、環境対策や防災対策等に関して提案があれば、任意の書式で意見を提出することができる。

7. 事業者が本業務を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により当該事業者が負うべき責任に関する事項

事業者またはその職員その他の本業務に従事する者が、故意または過失により、第三者に損害を加えた場合は、次に定めるところによるものとする。

- (1) 水産大学校が、当該第三者に対する賠償を行ったときは、水産大学校は事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について水産大学校の責めに帰すべき理由が存する場合は、水産大学校が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき、当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について水産大学校の責めに帰すべき理由が存するときは、事業者は水産大学校に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

8. その他本業務の実施に関し必要な事項

(1) 水産大学校の検査・監督体制

本契約に係る検査・監督体制は次のとおりであり、検査・監督は、理事（水産大学校代表）が、自らまたは補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

① 検査職員

校務部管理課長

② 監督職員

校務部会計課施設係長

(2) 事業者が負う可能性のある主な責務等

①会計検査

事業者は、本業務が会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受託者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときは、同法第25条及び第26条により、会計検査院の实地検査を受け、又は同院から直接若しくは水産大学校を通じて、資料・報告等の提出を求められ、若しくは質問を受ける場合がある。

国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校施設の管理業務企画書

1. 入札参加者及び担当者等

- (a) 入札参加者が法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先を記載すること。
- (b) 入札参加グループの場合は、代表事業者(法人の場合は、法人名、所在地、代表者の氏名及び担当者の氏名並びに連絡先)及びグループ事業者(法人の場合は、法人名、所在地及び代表者の氏名)を記載すること。また、入札参加グループ結成に関する協定書(又はこれに類する書類)の写しを添付すること。
- (c) 担当者の連絡先は、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

2. 各業務の実績					
<p>■ 本実施要項1.(2)で示す業務毎に過去5年間(令和3年度～令和7年度)の実績(類似する役務を含む)を記載すること。 ただし、既に履行された実績にあつては適正に履行されたものに限ることとし、現在履行中の実績にあつては企画書提出日現在において適正な履行が確保されているものに限ることとする。</p>					
(1) 施設管理責任者業務					
業務名	発注者	時期	業務内容(簡潔に記載)	施設規模	請負金額等
(2) 施設管理業務					
業務名	発注者	時期	業務内容(簡潔に記載)	施設規模	請負金額等

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

3. 本業務実施の考え方

- 本実施要項1.(2)で示す業務毎の年次計画(現在の実施事業者からの業務引継ぎ期間を含む)、本業務を確実に実施するための基本的な方針、業務全般において特に重視するポイント等を記載すること。

4. 業務毎の実施体制及び業務全体の管理方法、並びに法的資格等を有する者等の配置

- 本実施要項1.(2)で示す業務毎に実施体制及び業務全体の管理方法、各業務で必要とする法定資格等を有する者及び条件を満たす者の配置を記載すること。また、必要とされる資格を証明する書類の写しを添付すること。

5. 本業務の実施全般に対する質の確保に関する提案

- (a) 本業務の実施全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を記載すること。
なお、その実施についての具体的な方法、計画等を明記するとともに、質の向上が図られていることが分かるよう記載方法に留意すること。
- (b) 当該提案が実施可能な体制を記載すること。なお、様式4にて当該体制の説明に代えることができるが、本様式にその旨を記載すること。

6. 仕様書に定める実施方法に対する改善提案(総括表)			
<p>■ 各業務の仕様書に定める実施方法に対して改善提案を行う場合は、改善を行う業務の項目と提案の概略を整理すること。改善提案は入札価格に含むことが可能なものに限ることとし、水産大学校のコスト負担になる改善提案は行わないこと。なお、下記に改善提案がない業務項目については、水産大学校が提示する各業務において確保すべき水準として定める各業務の仕様書に基づいて業務を行うものとする。</p>			
(1) 施設管理責任者業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に定める項目を明記	提 案 の 概 略		
(2) 施設管理業務		提案の有無	有 無
業務項目 ※既存の仕様書類に定める項目を明記	提 案 の 概 略		

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

7. 仕様書に定める実施方法に対する改善提案(各業務)

業務名:

※様式6の(1)～(2)の業務名を記載すること。

(1)改善提案を行う業務項目及び提案の概略

※様式6で記載した業務項目及び提案の概略を転記すること。

※改善提案は入札価格に含むことが可能なものに限ることとし、水産大学校研究所のコスト負担になる改善提案は行わないこと。

(2)改善提案を行う理由

※改善提案を行う理由(質の向上、コスト削減等)を簡潔に記載すること。

(3)改善提案の具体的な内容(実施方法、計画等を含む)、提案による質の向上効果又はコストの削減効果(あるいはその両方)

※改善提案の内容及びその効果を具体的かつ簡潔に記載すること。

(4)改善提案の実施体制

※当該改善提案が実施可能な体制を記載明記すること。なお、様式4にて当該体制の説明に代えることができるが、本様式にその旨及び当該提案による実施体制の増減を記載すること。

(5)現行水準の確保に対する説明

※当該改善提案を実施しても仕様書に示す現行水準レベルの質の維持が確保されることを具体的かつ簡潔に記載すること。

8. 緊急時の体制及び対応方法

- 緊急時(本業務の実施に当たり、通常の業務実施が困難になる事故・事象が生じた場合)のバックアップ体制と対応方法を具体的に記載すること。

9. 再委託に関する事項

業務名:

※本実施要項1.(2)で示す業務名を記載すること。

再委託する業務の範囲	再委託先の住所及び名称	再委託を行うことの合理性及び必要性	再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法

※表の枠が不足する場合は適宜追加すること。

(注)本契約締結後、やむを得ない事由により再委託を行う場合には、再委託に関する事項(再委託先の住所、名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他業務管理方法)を明らかにした上で、水産大学校の承認を得なければならない。

暴力団排除に関する誓約書

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、「国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校施設の管理・運營業務」の入札に参加するに当たり、下記の事項を誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 暴力団による不正な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。なお、法人にあつては、その役員のうち該当する者がいないこと。また、その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものをいう。)がこれらに該当する者でないこと。
2. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者でないこと。また、その者の親会社等がこれに該当する者でないこと。
3. 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

令和 年 月 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
理事(水産大学校代表) 殿

入札参加事業者 住 所 (郵便番号)

電話番号

商 号
又は名称

氏 名 印
(法人にあつては、代表者役職・氏名)

(法定代理人
氏 名 印)

0 1 . 施 設 管 理 責 任 者 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 施設管理責任者業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の施設管理業務において、監督職員と連帯を図り、警備保安業務からの連絡を受け、本校の設備の不具合等の連絡に対し迅速な対応を行う。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 勤務時間及び勤務日
 - ① 勤務時間 8:30～17:15
 - ② 勤務日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び年末年始の休日（12月29日～1月3日）を除く。
なお、上記勤務時間及び勤務日外であっても、警備保安業務からの警報発報・施設異常の連絡を受け対応を行うことがある。
 - (2) 業務の内容
施設管理業務を円滑に遂行するために、施設管理業務を行う者の中から施設管理責任者1名を定め、監督職員との連絡調整にあたること。
なお、複数の事業者で構成されるグループ（以下「入札参加グループ」という。）で参加する場合の施設管理責任者は代表事業者から選出すること。
 - ① 施設管理責任者は、警備保安業務からの警報発報・施設異常の連絡を受け、必要な措置を講ずること。
 - ② 監督職員の指示に従い、当初契約時に実施期間全体の業務計画書を作成し、監督職員に提出する。
 - ③ 施設管理責任者は、監督職員と密接な連絡のもとに作業を実施し、作業完了後は業務全般にわたる内容を記載した報告書を作成し、業務報告書として提出すること。
 - ④ 施設管理業務に付随する、法律及び条例等に定められた報告書または資料等の

作成を行うこと。

- ⑤ 施設管理責任者は、施設管理業務について、業務の手順や具体的な作業の方法などを定めた管理マニュアル等の立案と更新を行うこと。

5. その他 詳細については監督職員の指示に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

02. 施設管理業務

仕様書

水産大学校施設の管理業務 業務一覧

- 施設管理責任者業務

- 施設管理業務
 - ① 常駐施設管理業務
 - ② 自家用電気工作物保安管理業務
 - ③ 機械棟及び図書館空調設備保全業務
 - ④ 流量等測定業務
 - ⑤ 水道技術管理者業務
 - ⑥ 専用水道水質検査業務
 - ⑦ 交換電話設備保守業務
 - ⑧ 自動ドア定期保守点検業務
 - ⑨ 空気環境測定業務
 - ⑩ ダムウエーター法定点検業務
 - ⑪ 共同研究棟昇降機保守点検業務
 - ⑫ レジオネラ菌検査業務
 - ⑬ 受水槽及び高置水槽清掃業務
 - ⑭ 浄化槽法定検査
 - ⑮ 水質分析業務
 - ⑯ 煤煙測定業務
 - ⑰ 非常用自家発電設備法定点検業務
 - ⑱ 海水取水管路清掃
 - ⑲ 蒸気原動機サイクル実験設備ボイラー点検・整備
 - ⑳ 食品加工実習工場ボイラー他点検整備
 - ㉑ 消防用設備保守点検業務
 - ㉒ 講義棟及び多目的学生教育棟昇降機保守点検業務

① 常 駐 施 設 管 理 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 常駐施設管理業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の建物・工作物及び機械類等の修繕・維持等による適正な施設管理を目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 常駐施設管理業務従事者の必要とする免許・要件等
 - ① 2級ボイラー技士免許
 - ② 危険物取扱者乙種第4類
 - ③ 第一種電気工事士または第二種電気工事士
 - ④ 健康かつ業務に支障がない者
 - ⑤ 上記の免許等は、本校の設備運用に必要な場合、関係官署に届出を行い業務にあたることとする。
 - (2) 業務の形態及び業務時間帯等
 - ① 常時2名を配置とする。
 - ② 業務時間 8：30～17：15
 - ③ 勤務日 月曜日から金曜日
ただし、祝日及び年末年始の休日（12月29日～1月3日）を除く。
 - ④ その他、勤務時間帯以外においても業務を行うことが必要と認められ、本校が指示したとき。
 - (3) 常駐施設管理業務従事者の主要配置場所等
 - ① 主要配置場所は、機械棟2階監視室または本館1階校務部会計課とする。

②業務遂行上校内各所への移動が必要となるが、その場合の連絡方法（携帯電話等）を受注者で確保のこと。

(4) 業務の報告等

毎日行った業務についての報告書を施設管理責任者へ提出し確認を受けること。

(5) 業務の内容

①警報設備の監視・現場確認・応急処置・修繕等

②機械器具等の軽微な故障修理

③屋上ルーフトレン・屋内外排水管の修理及び清掃

④消耗部品の交換（蛍光管・パッキン類等）

⑤危険物荷役時の立会

⑥空調及び換気設備のフィルター清掃

⑦工事及び役務時の現場案内・立会（監督業務を除く）・協力

⑧指定部分の解錠・施錠

⑨空調設備の運転

⑩食品加工実習時の圧力容器他運転及び点検

⑪構内危険箇所等の巡視点検

⑫処理施設運転業務の管理監督

⑬工事等の提案及び意見具申等

⑭プール稼働時の薬剤投入

⑮水質検査のための採水

⑯校内剪定（アベリア、受水槽・薬品庫にかかる植物、廃水処理棟付近の竹林、その他本校が指定する箇所）

⑰その他、施設管理責任者が指示した施設管理業務

4. 処理施設運転業務

(1) 下記の作業要領により業務を行うこと。

①浄化槽維持管理作業要領（別紙1）

②廃棄物処理施設維持管理作業要領（別紙2）

(2) 作業を行う者は、1の常駐施設管理業務従事者の監督下で作業を行うものとする。

5. 業務遂行上の注意事項

(1) 業務にあたって、本校の定める施設等管理規程等の関係規程を遵守のこと。

(2) 業務を遂行するにあたり、施設管理責任者と十分な連絡を取り行うこと。

6. 提出書類

常駐施設管理業務従事者の履歴書（写真貼付）及び各免許等の写し。

7. その他

仕様に明記のない点は、施設管理責任者の指示による。

別紙 1

浄化槽維持管理作業要領

合併処理浄化槽及び汚水中継槽の維持管理を下記により行うこと。

記

1. 対象施設
 - ①本校合併処理浄化槽 鉄筋コンクリート製処理槽
接触ばっ気 320人槽 (70m³/日) 一槽
 - ②学生寮合併処理浄化槽 FRP製処理槽
接触ばっ気 300人槽 (60m³/日) 一槽
 - ③汚水中継槽 鉄筋コンクリート製 一槽
2. 各浄化槽の維持管理点検を毎週1回行うこと。点検時にはスクリーンの清掃及び消毒剤の補充を行うこと。
3. 各浄化槽の水質検査を毎月1回行うこと。検査項目は、PH・BOD・SS・大腸菌群数とする。
4. 附属機器類の点検を行うこと。Vベルト・油脂等の消耗品については受注者負担とする。
5. 汚水中継槽については、毎月1回点検を行うこと。
6. 浄化槽の異常発生時には、定期の点検以外の場合であっても受注者において速やかに対応処理のこと。
7. 発生汚泥については、各対象施設でそれぞれ年1回必要月に引き抜きのこと。ただし、2回目以降の汚泥引き抜きが必要となった場合は別途とする。
8. 浄化槽の維持管理簿を備え、点検毎に作業の内容を記録のこと。
9. 浄化槽法・廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき管理作業を行うこと。
10. 作業要領に明記のない点は、施設管理責任者の指示による。

別紙 2

廃棄物処理施設維持管理作業要領

廃棄物処理施設の維持管理を下記により行うこと。

記

1. 対象施設
 - ①処理方式 中和処理及び凝集沈殿
 - ②処理能力 日平均汚水量 100 m³/日
2. 処理水の流量について点検及び調整を行うこと。
3. スクリーン及び槽内壁面汚損部分の清掃を行うこと。
4. 酸・アルカリ薬品・凝集剤の薬品の補充を行い、薬注量を調整のこと。
5. PH調節器の点検を行うこと。PH計の校正を含む。
6. 水位制御レベルスイッチの作動確認を行うこと。
7. 附属機器類の点検・整備を行うこと。Vベルト・油脂等の消耗品については受注者負担とする。
8. 水質検査を毎月1回行うこと。検査項目は、PH・COD・BOD・SS・大腸菌群数・ノルマルヘキサソ抽出物とする。
9. 電気機器の絶縁測定を毎月1回行うこと。
10. 処理施設の異常発生時には、定期の点検以外の場合であっても受注者において速やかに対応処理のこと。
11. 発生汚泥については、年1回必要月に引き抜きのこと。ただし、2回目以降の汚泥引き抜きが必要となった場合は別途とする。
12. 処理施設の維持管理簿を備え、点検毎に作業の内容を記録のこと。
13. 廃棄物処理及び清掃に関する法律に基づき管理作業を行うこと。
14. 作業要領に明記のない点は、施設管理責任者の指示による。

②自家用電気工作物保安管理業務

仕 様 書

仕様書

1. 件 名 自家用電気工作物保安管理業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務を目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
山口県宇部市大字小野 8 3 1 9 - 2
水産大学校 小野臨湖実験実習場
4. 業務概要
 - (1) 別紙に掲げる対象電気工作物の維持及び運用について、下記の定期的な点検、測定及び試験を行い、経済産業省令で定める技術基準等に適合しない事項又はその他必要な事項がある場合は、指導又は助言を行うこと。
 - (2) 電気工作物の設置又は変更の工事について、工事期間中に毎週 1 回以上の点検、設計の審査及び竣工検査を行い、指導又は助言を行うこと。
 - (3) 自家用電気工作物に事故が発生した場合（絶縁監視装置を設置する事業場において警報を受信した場合等）又は発生する恐れがある場合、必要に応じ臨時点検を行い、応急措置を指導するとともに、再発防止についてとるべき措置の指導又は助言を行うこと。なお、電気事業法第 1 0 6 条に定める電気事故報告を行う場合はその作成及び手続きの指導を行うこと。
 - (4) 電気事業法第 1 0 7 条第 3 項に定める立ち入り検査の立会を行うこと。
 - (5) 点検区分
 - ア. 月次点検
自家用電気工作物の運転・保安の状況について毎月 1 回（絶縁監視装置を設置する事業場については隔月 1 回）行うこと。
 - イ. 年次点検
自家用電気工作物の運転を停止させ、毎年 1 回行うこと。
 - (6) 点検項目

ア. 月次点検

①変圧器バンクごとの電圧、電流及び漏洩電流の測定を行うこと。

②引込線及び構内電線路

- 1) 引込線、架空線の他の建物・植物との離隔距離、たるみ、損傷等の有無を点検。
- 2) 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検。

③遮断器・開閉器類

- 1) 異音、異臭、漏油等の有無を点検。
- 2) 各機構部の損傷、変形、腐食の有無を点検。
- 3) ブッシングの汚損、き裂、端子部の変色、過熱等の異常の有無を点検。
- 4) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

④変成器

- 1) 異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある時は原因を調査する。
- 2) 汚れ、損傷、き裂、過熱、変色、漏油等の異常の有無を点検。
- 3) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

⑤高圧機器

- 1) 異音、異臭及び異常振動の有無を点検し、異常がある場合は過電流等の有無を調査する。
- 2) 碍子の汚損、き裂及び取付ボルトの脱落等の有無を点検。
- 3) 端子、ヒューズ筒（接触部）の過熱及び変色の有無を点検し、異常がある場合は原因を調査する。

⑥受・配電盤

- 1) 扉開閉の良否及び施錠の有無を点検。
- 2) 汚損、損傷、変形、き裂、塗装の剥離及び錆の有無を点検。
- 3) ボルトの緩みを点検し、緩みがある場合は増締めする。
- 4) 雨水、塵埃等の浸入状態を点検。

⑦継電器

動作表示を点検し、動作表示がある場合は原因を調査し復帰する。

⑧危険標識等

標識の汚損及び取り付け状態の点検。

⑨受電室（キュービクル含む）等

- 1) 出入口の開閉の良否及び施錠の有無、柵の損傷、変形、き裂等の有無を点検。

2) 雨水、塵埃の浸入状態を点検。

⑩絶縁監視装置

1) 汚れ、損傷、変色等の有無の点検。

2) 配線及び端子部の損傷、緩みを点検し、緩みがある場合は増締めを行う。

⑪接地装置

1) 各機構部の損傷、変形、腐食及びボルトの緩みの有無を点検。

2) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

⑫予備蓄電池装置

1) 損傷、液漏れ、汚損等の有無を点検。

2) 電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。

3) 端子の緩みの有無を点検。

⑬太陽光発電設備

1) モジュールの汚れ、損傷、変形の有無を点検。

2) 架台の変形、錆、損傷及び架台へのモジュール取付部の緩みの有無を点検。

3) 配線の損傷の有無を点検。

4) 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無を点検。

5) パワーコンディショナー外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無を点検。

6) 動作時の異音、異臭の有無を点検。

7) 換気口フィルタの汚れ、目詰まり等を点検し、汚れ等がある場合は清掃する。

イ. 年次点検

①変圧器バンクごとの電圧、電流及び漏洩電流の測定及び絶縁抵抗測定を行うこと。

②引込線及び構内電線路

1) 引込線、架空線の他の建物・植物との離隔距離、たるみ、損傷等の有無を点検。

2) 電柱、支持物等の損傷、傾斜、腐朽、脱落等の有無を点検。

③遮断器・開閉器類

1) 各機構部の損傷、変形、腐食、過熱、錆、変形等の異常の有無を点検。

2) 各締付け部（ボルト、端子等）の緩みの有無を点検し、緩みがあれば増締めを行う。また、汚れがある場合には清掃する。

3) 操作機構の手動又は電動による入・切操作、作動及びマイクロスイッチ

の作動及び復帰機能の良否を点検。

- 4) 接地線の損傷、断線及び変色の有無を点検し、変色の異常があれば原因を調査する。

④変成器

- 1) 外部の汚れ、き裂、変形及び変色の有無を点検し、変色の異常がある場合は原因を調査する。
- 2) ボルト緩みの増締めを行い、端子部又は鉄心の錆、汚れ等がある場合は清掃を行う。

⑤高圧機器

- 1) 外部本体及び付属品の汚れ、緩み、塗装の剥離及び錆の有無を点検し、取付部に緩みがある場合は増締めを行い、錆及び汚れがある場合は清掃する。
- 2) ブッシング（端子部）及び碍管の汚れ、損傷、緩み及び過熱変色の有無を点検。
- 3) 接地線の緩み（端子、接続部）、断線及び端子部の変色の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。なお、変色等の異常がある場合は原因を調査する。
- 4) 防振装置（ゴム、スプリング等）の劣化の有無を点検。

⑥受・配電盤

- 1) 受・配電盤の汚れ、損傷、錆、変色等の有無を点検。
- 2) 扉の開閉の良否及び施錠の有無を点検。
- 3) ボルトの緩みを点検し、緩みがある場合は増締めする。
- 4) 内部配線、接地線及び端子部の損傷、過熱及び断線の有無を点検。
- 5) 盤内収納機器、計器類、仕切板、取付金具、床上等に付着した塵埃の清掃を行う。
- 6) 端子、配線符号（マークキャップ、端子番号等）の損傷及び脱落の有無を点検する。

⑦継電器

- 1) 汚れ、錆及び損傷の有無を点検し、端子の緩みの増締めを行い、汚れがある場合は清掃する。
- 2) 内部（コイル内部、配線、部品）の汚れ、損傷及び主補助接点の荒れの有無を点検し、端子及びボルト緩みの増締めを行う。
- 3) 保護継電器の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い継電器単体の良否を判定する。

⑧危険標識等

標識の汚損及び取り付け状態の点検。

⑨受電室（キュービクル含む）等

- 1) 出入口の開閉の良否及び施錠の有無、柵の損傷、変形、き裂等の有無を点検。
- 2) 雨水、塵埃の浸入状態を点検。
- 3) 危険標識等標識の汚損及び取り付け状態の点検。

⑩絶縁監視装置

- 1) 汚れ、損傷、変色等の有無の点検。
- 2) 配線及び端子部の損傷、緩みを点検し、緩みがある場合は増締めを行う。
- 3) 検出電流、動作時限等の設定確認を行う。
- 4) テストスイッチを押し、ランプの点灯（ブザー鳴動）を確認する等動作テストを行う。
- 5) リセットスイッチを押し、注意・警告ランプの消灯を確認する等復帰テストを行う。
- 6) 接地線の抵抗値の確認を行う。
- 7) 搬送信号の確認を行う。
- 8) 警報情報が管理センターへ正常に転送されたことの着信確認を行う。
- 9) 絶縁監視装置の試験は、製造者の示す動作特性試験点で行い絶縁監視装置単体の良否を判定する。

⑪接地装置

- 1) 各電気室の高圧機器（低圧機器）外箱、変圧器の2次側電路、避雷器において接地抵抗測定を行う。
- 2) 接地線の緩み、損傷及び断線の有無を点検。

⑫予備蓄電池装置

- 1) 電槽、ふた、各種栓体、パッキン等に変形、損傷、き裂及び漏液の有無を点検。
- 2) 電解液面を点検し、最高・最低液面線内にあることを確認する。
- 3) 架台、外箱に著しい変形、損傷及び腐食の有無を点検する。
- 4) 蓄電池の転倒防止枠、緩衝材、アンカーボルト等に変形及び損傷の有無を点検し、緩み部の増締めを行う。
- 5) 蓄電池端子と配線及び全セルの蓄電池間の接続部に発熱、焼損及び腐食の有無を点検し、接続部緩みの増締めを行う。

⑬太陽光発電設備

- 1) モジュールの汚れ、損傷、変形の有無を点検。
- 2) 架台の変形、錆、損傷及び架台へのモジュール取付部の緩みの有無を点検。
- 3) 配線の損傷の有無を点検。
- 4) 接地線の断線、損傷及び接地端子の緩みの有無を点検。
- 5) パワーコンディショナー外箱の腐食、損傷及び据付ボルト等の緩みの有無を点検。
- 6) 動作時の異音、異臭の有無を点検。
- 7) 換気口フィルタの汚れ、目詰まり等を点検し、汚れ等がある場合は清掃する。

ウ. 点検結果については、報告書を作成し、施設管理責任者に提出すること。

(7) 絶縁監視装置

別紙に掲げる対象電気工作物のうち絶縁監視装置の欄に○印のついた事業場については、受注者の責任において絶縁監視装置を設置し、これを維持管理すること。

(8) 停電監視機能がついた装置

別紙に掲げる対象電気工作物のうち停電監視機能がついた装置の欄に○印のついた事業場については、受注者の責任において停電監視機能がついた装置（または、停電監視機能がついた絶縁監視装置）を設置し、これを維持管理すること。

(9) 保安業務担当者の資格等

本業務を担当する者は、電気事業法施工規則に定める要件に適合する者であることを。

(10) 経済産業局への申請・届出

受注者は、契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託承認申請書等すべての書類を作成し、中国四国産業保安監督部に提出すること。

(11) 作業終了後は、施設管理責任者に報告すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者及び監督職員と協議の上決定することとする。

自家用電気工作物保安管理業務対象電気工作物

区分	事業場名称	水産大学校	学生寮	小野臨湖実験実習場	耕洋丸陸電設備	天鷹丸陸電設備
所在地		山口県下関市永田本町二丁目7番1号	山口県下関市永田本町二丁目7番1号	山口県宇部市大字小野8319-2	山口県下関市岬之町18街区	山口県下関市岬之町30
電話番号		083-286-5111	083-286-5111	0836-64-2027	083-232-5192	083-234-4197
需要設備容量		4, 250kVA(※1)	375kVA	125kVA	300kVA	200kVA
受電電圧		6. 6kV	6. 6kV	6. 6kV	6. 6kV	6. 6kV
非常用予備蓄電池数		2	—	—	—	—
受変電設備数		6(※1)	1	1	1	1
太陽光発電設備数		2(※2)	—	—	—	—
点検回数		毎月1回	隔月1回	隔月1回	毎月1回	毎月1回
絶縁監視装置		—	○	○	—	—
停電監視機能がついた装置		○	—	—	—	—

(※1)詳細

建物	機械棟電気室	三学科共用実験棟電気室	二学科共用実験棟電気室	図書館電気室	共同研究棟電気室	講義棟電気室
需要設備容量	575kVA	325kVA	800kVA	350kVA	1, 400kVA	800kVA

(※2)詳細

設置場所	講義棟渡廊下	船用機械総合実験棟
定格容量	5. 5kW	5. 5kW

③機械棟及び図書館空調設備保全業務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 機械棟及び図書館空調設備保全業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）において、機械棟及び図書館に設置の空調設備機器（吸収式冷温水発生機及び付属機器）の保全業務を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 対象吸収式冷温水発生機
 - ①機械棟 QAW-130F1K1P 2基
 - ②図書館 SUW-FK60E 1基
 - (2) 季節切替整備点検作業
 - ア. 吸収式冷温水発生機及び付属機器（ポンプ類・エアハンドリングユニット・クーリングタワー）について、季節切替点検整備を行うこと。
 - イ. 空調機稼働期間（概ね冷房7月～9月、暖房12月～3月）の事前（概ね6月中旬頃・11月中旬頃）に作業を完了し、作業後直ちに運転可能な状態とすること。
 - (3) 季節切替点検整備
 - ア. 吸収式冷温水発生機整備
 - ①吸収液液質・液量の点検調整（冷房期のみ）
 - ②抽気装置の点検整備
 - ③操作盤及び本体の季節切替操作
 - ④インターロックの試験
 - ⑤冷却水系温度設定及び動作の確認
 - ⑥煙管・燃焼室・燃焼装置及び火炎検出器の点検整備
 - ⑦燃焼調整及び比例制御機器の点検整備
 - ⑧試運転を行い総合運転動作の確認

イ. エアーハンドリングユニット点検

機械棟 年2回(概ね6月・11月)

図書館 年4回(概ね6月・8月・11月・1月)

①ファン用モーター及びベルトの点検整備

②プレフィルターの清掃

ウ. クーリングタワー点検

年2回(概ね6月・11月)

① タワーの清掃・水張り

② ファン用モーター及びベルトの点検整備

エ. ポンプ類の整備(冷温水1次・2次ポンプ・冷却水ポンプ)

1) 機械棟

※冷温水ポンプは年2回(概ね6月・11月)

※冷却水ポンプは冷房期2回(概ね6月・9月)

2) 図書館

※冷温水ポンプは年4回(概ね6月・8月・11月・1月)

※冷却水ポンプは冷房期2回(概ね6月・9月)

①ポンプグランド部分の点検調整

③ モーターの絶縁測定

(4) 冷却水系ブラシ洗浄を暖房期に行うこと。

機械棟 ※年1回(概ね11月)

(5) 定期点検整備作業

ア. 空調稼働期間の冷房期及び暖房期について、点検整備を行い、総合的に機器類の正常稼働を確認すること。

機械棟 各期に2回

(概ね冷房期は8月・11月及び暖房期は6月・2月)

図書館 各期に1回

(概ね冷房期は8月及び暖房期は1月)

イ. 各期点検時に機器類の状況に応じて、必要な清掃を行うこと。

なお、部品交換を必要とする工事等が発生した場合は別途とする。

(6) 緊急点検整備作業

空調設備機器の異常及び不調時に連絡を受けた場合は、速やかに担当者を派遣し、緊急点検整備作業を行い、設備機器の復旧に当たること。なお、部品交換を必要とする工事等が発生した場合は別途とする。

(7) 必要な消耗品・パッキン類については、受注者の負担とする。

(8) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果報告書を施設管理責任者へ提出すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

④ 流 量 等 測 定 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 流量等測定業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）において、水質汚濁防止法第4条の5第1項の規定に基づく化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんに係る総量規制基準が適用されることから、同法第14条第2項及び水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第1号の規定に基づき特定排出水の化学的酸素要求量（COD）、窒素及びりんに係る含有量に関する汚染状態及び排出水量を測定し、1日あたりの汚濁負荷量を算定することを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 測定方法
 - ア. 特定排出水の排出水量の測定を行うこと。
 - イ. 特定排出水の化学的酸素要求量(COD)、窒素含有量、りん含有量の測定を昭和54年環境庁告示第20号（化学的酸素要求量に係る汚濁負荷量の測定方法）、平成13年環境省告示第77号（窒素含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）、平成13年環境省告示第78号（りん含有量に係る汚濁負荷量の測定方法）の規定に基づく測定方法により、1日3回行うこと。
 - (2) 測定場所
 - ア. 学生寮側排水口
 - イ. 国際交流会館側排水口
 - (3) 測定日
 - ア. 水質汚濁防止法施行規則第9条の2第1項第2号に定める測定期間内に行うこと。
 - イ. 7日を超えない間隔で行うこと。（祝日等の関係により多少の前後は可）

(4) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果報告書を施設管理責任者へ提出すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑤ 水道技術管理者業務

仕様書

仕様書

1. 件名 水道技術管理者業務

2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）において、水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 19 条に規定する水道技術管理者(以下「技術管理者」という。)を設置し、水道の管理について技術上の業務を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。

3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校

4. 業務概要

技術管理者は、次の各号に掲げる職務に従事し、及びこれらの職務に従事する他の職員について必要な技術的指導及び監督を行う。

- (1) 水道施設が施設基準に適合しているかどうかの検査に関すること。（法第 5 条）
- (2) 水道施設を新設、増設又は改造した場合における給水開始前の水質検査及び施設検査に関すること。（法第 13 条第 1 項）
- (3) 給水装置の構造及び材質が基準に適合しているかの検査に関すること。（法第 16 条）
- (4) 定期及び臨時の水質検査に関すること。（法第 20 条第 1 項）
- (5) 水道施設の従業員の定期及び臨時の健康診断に関すること。（法第 21 条第 1 項）
- (6) 塩素消毒などの衛生上の措置に関すること。（法第 22 条）
- (7) 水道施設の台帳作成・保管に関すること。（法第 22 条第 3 項）
- (8) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときの給水の緊急停止に関すること。（法第 23 条第 1 項）
- (9) 給水停止命令による給水停止に関すること。（法第 37 条）
- (10) その他水道の管理について技術上の職務に関すること。

技術管理者は、(8)又は(9)の措置をとる場合は、事前に施設管理責任者に通知しなければならない。ただし、緊急の必要がある場合で、事前に通知を行うことができない場合は、事後、直ちに監督職員及び施設管理責任者に報告しなければならない。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑥ 専用水道水質検査業務

仕様書

仕様書

1. 件 名 専用水道水質検査業務
2. 業務目的 水道法(昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。)第 19 条に規定する水道技術管理者(以下「技術管理者」という。)を設置し、水道の管理について技術上の業務を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 次のとおり水質検査を行うこと。
 - ア・検査項目
水道基準項目(浄水 9 項目、浄水 51 項目) 検査(別紙参照)を行い、検査結果を施設管理責任者へ報告すること。
 - イ. 採水場所
本館 1 階湯沸室(給水末端)であること。
 - ウ. 水質検査機関
地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者であること(水道法 20 条第 3 項)。
 - (2) 管理者の検便検査を行い、検査結果を本校へ報告すること。
 - (3) 毎年 3 月までに、次年度の水質検査計画の作成を行い本校へ提出すること。
5. そ の 他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

水質検査項目一覧

	調査項目	年8回(9項目)	年1回(51項目)	年3回(24項目)
1	一般細菌	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○
3	カドミウム及びその他化合物		○	
4	水銀及びその他化合物		○	
5	セレン及びその他化合物		○	
6	鉛及びその他化合物		○	
7	ヒ素及びその他化合物		○	
8	六価クロム化合物		○	
9	亜硝酸態窒素		○	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		○	
12	フッ素及びその他化合物		○	
13	ホウ素及びその他化合物		○	
14	四塩化炭素		○	
15	1, 4-ジオキサン		○	
16	シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-クロロエチレン		○	
17	ジクロロメタン		○	
18	テトラクロロエチレン		○	
19	トリクロロエチレン		○	
20	ベンゼン		○	
21	塩素酸		○	○
22	クロロ酢酸		○	○
23	クロロホルム		○	○
24	ジクロロ酢酸		○	○
25	ジブロモクロロメタン		○	○
26	臭素酸		○	○
27	総トリハロメタン		○	○
28	トリクロロ酢酸		○	○
29	ブロモジクロロメタン		○	○
30	ブロモホルム		○	○
31	ホルムアルデヒド		○	○
32	亜鉛及びその他化合物		○	
33	アルミニウム及びその他化合物		○	○
34	鉄及びその他化合物		○	
35	銅及びその他化合物		○	
36	ナトリウム及びその他化合物		○	
37	マンガン及びその他化合物		○	
38	塩化物イオン	○	○	○
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		○	
40	蒸発残留物		○	
41	陰イオン界面活性剤		○	
42	ジェオスミン		○	○
43	2-メチルイソボルネオール		○	○
44	非イオン界面活性剤		○	
45	フェノール類		○	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○
47	pH値	○	○	○
48	味	○	○	○
49	臭気	○	○	○
50	色度	○	○	○
51	濁度	○	○	○
52	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)		○	

⑦ 交 換 電 話 設 備 保 守 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件 名 交換電話設備保守業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の交換電話設備の保守点検業務を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 本館 2 階交換機室の交換機及び構内全電話の保守点検を行うこと。
 - (2) 設備の保守点検は月 1 回定期的に行い、点検結果については報告書を提出し確認を受けること。なお保守点検の際、内線・外線番号の設定変更の必要がある場合は、本校指示の番号へ変更を行うこと。
 - (3) 交換機の故障等緊急時の保守については、速やかに担当者を派遣し正常な状態に復旧させること。
 - (4) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果報告書を施設管理責任者へ提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑧ 自動ドア定期保守点検業務

仕 様 書

仕様書

1. 件 名 自動ドア定期保守点検業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）において、各建物に設置の自動ドアの保守点検を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 対象設備
 - ①講義棟ナブコ自動ドア 2台
 - ②図書館ナブコ自動ドア 2台
 - ③共同研究棟ナブコ自動ドア 2台
 - ④滄溟寮（女子寮）ナブコ自動ドア 1台
 - ⑤学生サポート棟三和シャッター自動ドア 2台
 - (2) 定期点検
6ヶ月に1回（年2回）自動ドアの保守点検を行うこと。
 - (3) 緊急点検
自動ドアに故障等が発生した場合は、速やかに担当者を派遣し、復旧及び必要な処置にあたること。
 - (4) 点検時の電気系統・油脂類等の消耗品は受注者において調達すること。
 - (5) 点検結果については、報告書を提出し施設管理責任者の確認を受けること。
 - (6) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果報告書を提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑨ 空 気 環 境 測 定 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 空気環境測定業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）において、労働安全衛生法第65条及び事務所衛生基準規則第7条の定めるところによる空気環境測定を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 毎年6月、9月、12月に各一回、次のとおり構内の空気環境測定を行うこと。
 - ア. 測定回数
本校が指定する場所において1日2回（1回につき5ヶ所）測定を行うこと。
 - イ. 測定場所
講義棟入口、会計課、業務推進課、図書館事務室、学生課とする。
 - ウ. 測定事項
温度・湿度・気流・炭酸ガス・一酸化炭素・浮遊粉塵量とする。
 - (2) 作業終了後、施設管理責任者へ報告し、測定記録表を提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑩ ダムウエーター法定点検業務

仕 様 書

仕様書

1. 件 名 ダムウエーター法定点検業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の二学科共用実験棟及び図書館に設置されているダムウエーターの点検を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) ダムウエーターの法定点検を次のとおり行うこと。
 - ア. 巻上機・制御盤点検
機械室環境、巻上機、ブレーキ、そらせ車、制御盤の確認。
 - イ. 昇降路内点検
昇降路内環境、上部リミットスイッチ、つり合いおもり、つり合いおもりレール、かご用ガイドレール、移動ケーブル、主ロープの確認。
 - ウ. ドア廻り点検
ドアワイヤー、各ローラー、階床表示灯、各押しボタン、ドアスイッチ、ドアレール、戸閉め安全装置の確認。
 - エ. カゴ内点検
インターホン、内装・外観の確認。
 - オ. ピット点検
ピット内環境、緩衝器、下部リミットスイッチの確認。
 - (2) 作業後、動作確認を行うこと。
 - (3) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果報告書を施設管理責任者へ提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑪ 共同研究棟昇降機保守点検業務

仕様書

仕様書

1. 件名 共同研究棟昇降機保守点検業務
2. 業務目的 共同研究棟に設置の昇降機（一般用（ロープ式）乗用エレベーター）の保守点検を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 対象設備
一般用（ロープ式）乗用エレベーター 1基
 - ①積載量（定員）900kg（13人）
 - ②停止箇所（停止階）4箇所停止（1～4階）
 - ③地震・火災・停電時管制及び身障者対策あり
 - (2) 定期点検
毎月1回対象設備の保守点検を行うこと。
 - (3) 緊急点検
対象設備に故障等が発生した場合は、速やかに担当者を派遣し復旧及び必要な処置にあたること。
 - (4) 定期検査
建築基準法第12条に基づく年1回の定期検査を行うこと。
 - (5) 点検時の電気系統・油脂類等の消耗品は受注者において調達のこと。
 - (6) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果については、施設管理責任者の確認を受け、報告書を提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑫ レジオネラ菌検査業務

仕様書

仕様書

1. 件 名 レジオネラ菌検査業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）において、レジオネラ菌が発生する危険のある構内箇所の検査を行い、職員及び学生の健康安全確保に努めることを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7 - 1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - （1）毎年 1 回、機械棟冷却塔 2 基（CT-2,CT-3）、図書館冷却塔、多目的学生教育棟プールのレジオネラ菌検査を実施すること。
 - （2）作業終了後は、施設管理責任者に報告し、結果報告書を提出すること。
5. そ の 他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑬ 受水槽及び高置水槽清掃業務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 受水槽及び高置水槽清掃業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の受水槽及び高置水槽の清掃を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 毎年1回（概ね3月中）、受水槽 FRP製複合板（セキスイタンクNRS型 60m³ 2槽式）及び高置水槽 FRP製複合板（セキスイタワータンク 30m³ 2槽式）の清掃を行うこと。
 - ア. 各水槽内部の洗浄を行い、付着物の除去及び洗浄後に消毒を行うこと。
 - イ. 洗浄及び消毒により発生した洗浄水は確実に排出し、槽内を水洗いのこと。
 - ウ. 清掃後、水槽内へ常用水位まで水張りを行うこと。
 - エ. 清掃に伴い、切替を行ったスイッチ類を通常作動とし各ポンプ他の動作を確認すること。
 - (2) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、清掃結果報告書を提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑭ 浄化槽法定検査

仕様書

仕様書

1. 件 名 浄化槽法定検査
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の浄化槽について、浄化槽法第11条に基づく法定検査を実施することを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 次の浄化槽について外観・水素イオン濃度・溶存酸素量・透視度・残留塩素濃度・生物化学的酸素要求量等の法定検査を毎年1回実施すること。
 - ① 艇庫南側の合併処理浄化槽（接触ばっ気方式・320人槽）
 - ② 学生寮の合併処理浄化槽（接触ばっ気方式・300人槽）
 - (2) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、検査結果報告書を提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑮ 水 質 分 析 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 水質分析業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）構内2ヶ所の排水口（NO. 1 学生寮側排水口・NO. 2 国際交流会館側排水口）の水質分析を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 次の項目について、毎年1回（3月中）水質分析を行うこと。
 - ①水素イオン濃度（pH）
 - ②生物化学的酸素要求量（BOD）
 - ③化学的酸素要求量（CODMN）
 - ④浮遊物質（SS）
 - ⑤ノルマルヘキサン抽出物質含有量（n-ヘキサン）
 - ⑥フェノール類含有量
 - ⑦銅含有量
 - ⑧亜鉛含有量
 - ⑨溶解性鉄含有量
 - ⑩溶解性マンガン含有量
 - ⑪全クロム含有量
 - ⑫ふっ素含有量
 - ⑬大腸菌群数
 - ⑭全窒素含有量
 - ⑮全りん含有量
 - ⑯カドミウム及びその化合物
 - ⑰シアン化合物
 - ⑱砒素及びその化合物

⑲水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物

⑳ジクロロメタン

㉑ベンゼン

㉒セレン及びその化合物

㉓ほう素及びその化合物

㉔アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

㉕四塩化炭素

(2) 採水場所

ア. 学生寮側排水口 (分析項目①～⑮)

イ. 国際交流会館側排水口 (分析項目①～㉕)

(3) 作業終了後、施設管理責任者に報告し、計量証明書を施設管理責任者へ提出すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

①⑥ 煤 煙 測 定 業 務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 煤煙測定業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の内燃・制御実験棟のディーゼル機関、舶用機械総合実験棟の曲管式水管ボイラーについて、大気汚染防止法第16条及び大気汚染防止法施行規則第15条（ばい煙量等の測定）に基づき、ばい煙の測定分析を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
毎年1回次のとおり測定を行うこと。

（1）測定場所及び設備明細

測定場所	設備種別	伝熱面積 (m^2)	最大燃焼消費量 (l/h)	煙突の高さ 及び径 (m)	使用燃料	備考
内燃・制御 実験棟	ディーゼル機 関	—	60.4	H=9.00 $\phi=0.09$	軽油	
舶用機械総 合実験棟	曲管式水管 ボイラー	52	140	H=8.48 $\phi=0.60$	1種1号油 (A重油)	

（2）ガス採取口

内燃・制御実験棟	屋外排気煙道に設置する地上高2.5mの測定孔
舶用機械総合実験棟	煙道 330×330円形採取口

（3）測定分析項目及び方法

ばいじん濃度	J I S Z-8808
硫黄酸化物濃度	J I S K-0103
窒素酸化物濃度	J I S K-0104

(4) 作業終了後は、施設管理責任者へ報告し、測定分析結果報告書を施設管理責任者へ提出すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑰非常用自家発電設備法定点検業務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 非常用自家発電設備法定点検業務
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の多目的学生教育棟及び共同研究棟に設置の非常用自家発電設備について法定点検を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 対象設備
 - ①多目的学生教育棟 PX-135MSR (B)
 - ②共同研究棟 HPC-330KSR (B)
 - (2) 点検整備内容
 - ア. 発電機室等点検整備
 - イ. 本体基礎部等点検整備
 - ウ. 原動機点検整備
 - エ. 発電機点検整備
 - オ. 発電機制御盤類点検整備
 - カ. 始動用類点検整備
 - キ. 絶縁抵抗測定
 - ク. 運転機能点検
 - ケ. エンジンオイル交換
 - コ. 冷却水不凍液交換
 - サ. オイルエレメント交換
 - シ. 燃料エレメント交換
 - (3) 作業終了後は、施設管理責任者に報告し、点検結果報告書を提出すること。
5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑱ 海水取水管路清掃

仕様書

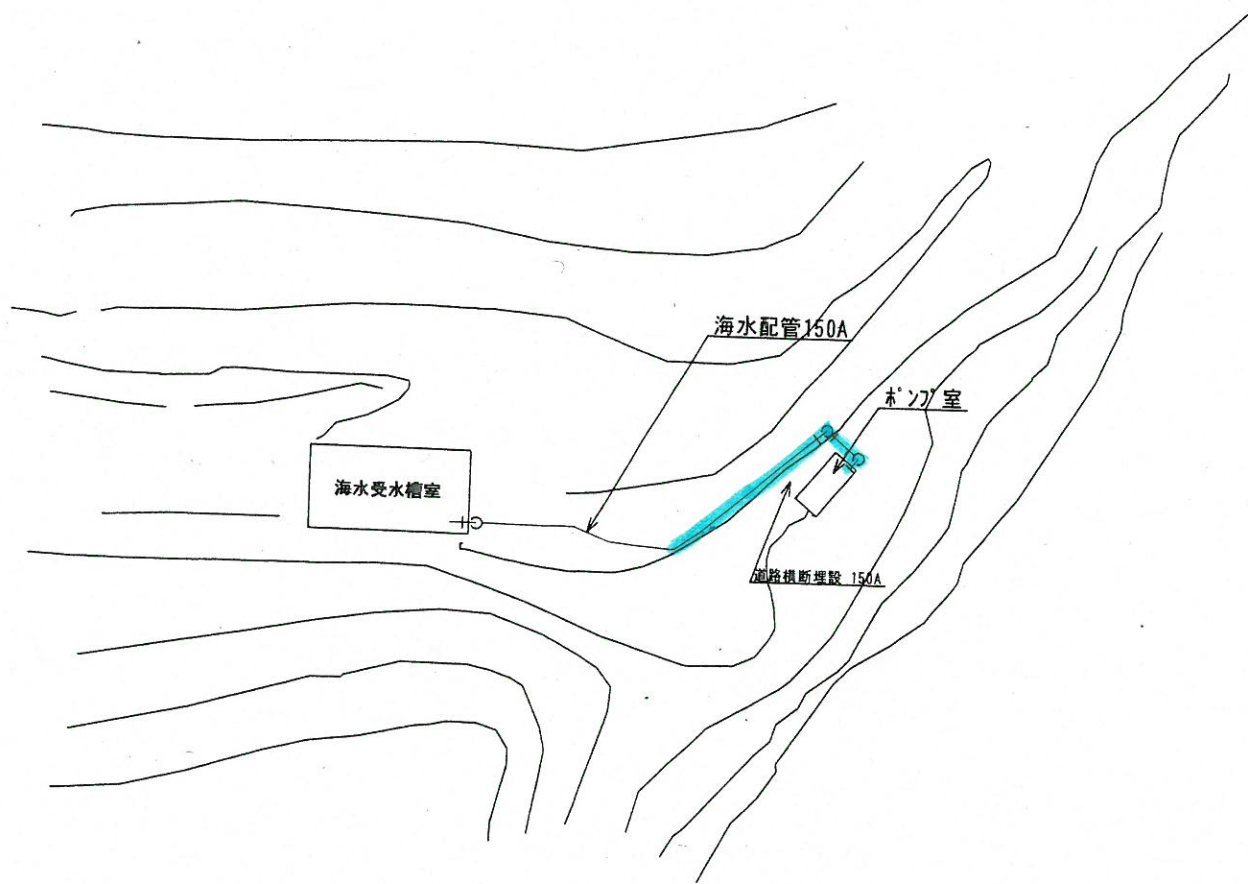
仕様書

1. 件名 海水取水管路清掃
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の取水口・取水管の清掃を行い、海水取水管路の機能を回復（清掃前の給水量と同等以上の給水量の確保）することを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) 取水口清掃
 - ア. 潜水士、潜水世話役、送気員兼連絡係を置くこと。
 - イ. 潜水することに伴い、必要な潜水士船を準備すること。
 - ウ. 潜水を行い、集水枡及び取水井の取水口と取水ロストレーナーの清掃を行うこと。
 - (2) 取水管清掃
 - ア. 取水管清掃に伴い、必要な車両（高速吸引車、高圧洗浄車、給水車、機材運搬車）を配置すること。
 - イ. 指定する場所のフランジを取り外し、取水管を高圧洗浄及び高速吸引により取水井内の海水を汲み取りながら清掃を行うこと。（別紙1. 2参照）
 - ウ. 海水ポンプ室内の指定する場所の配管を高圧洗浄により清掃を行うこと。（別紙3参照）
 - エ. 清掃にあたっては、海水ポンプ室内に損害を与えないよう確実に養生を行うこと。
 - オ. 取り外したフランジのパッキンは新しい物に取り替えること。
 - カ. 清掃後は取水管路の漏水有無を確認すること。
 - (3) 作業時期
 - ア. 毎年1回、4～5月の期間に作業を行うこと。
 - イ. 作業日は事前に本校と相談して決定すること。

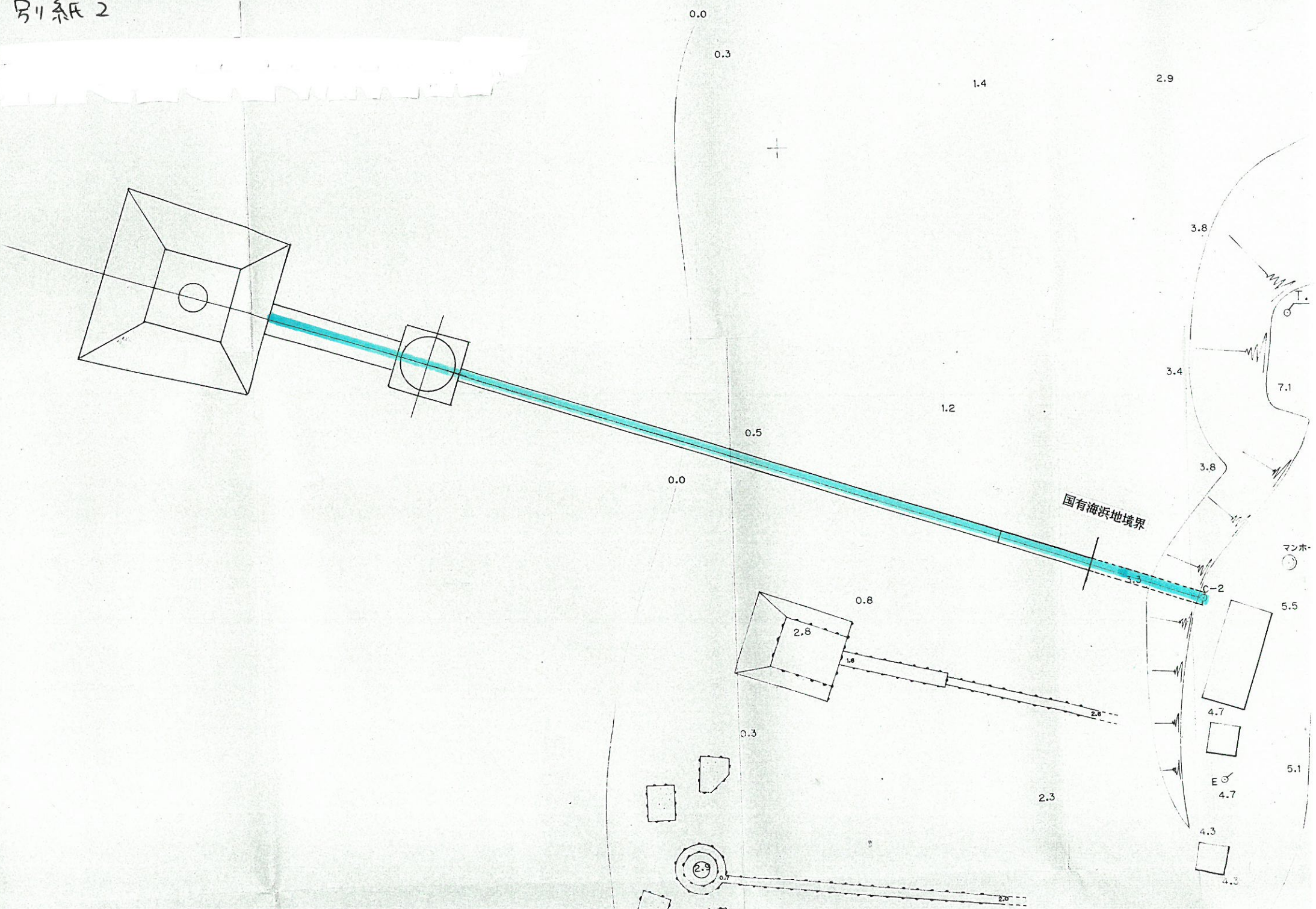
(4) 作業後

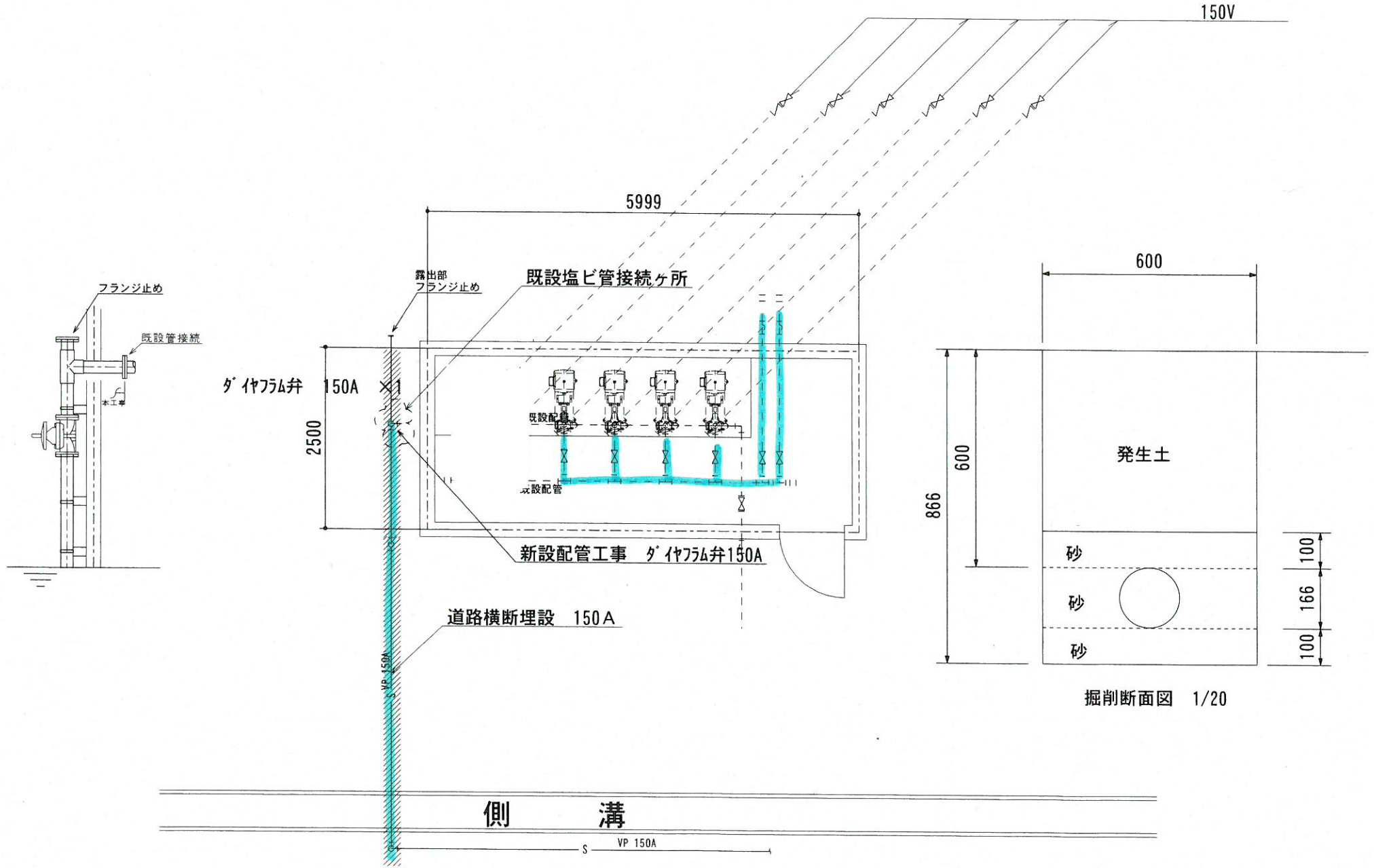
- ア. 施設管理責任者は揚水ポンプが正常に稼働することを確認すること。
- イ. 施設管理責任者へ報告し、施行写真（清掃前、清掃中、清掃後）を施設管理責任者へ提出すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。



屋外海水配管図





ポンプ室海水配管図

⑱蒸気原動機サイクル実験設備ボイラー一点検・整備

仕 様 書

仕様書

1. 件名 蒸気原動機サイクル実験設備ボイラー点検・整備
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）
船用機械総合実験棟のボイラー及び圧力容器安全規則第 38 条に基づく
整備を行うことを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目 7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校

4. 業務概要

(1) 対象設備

①ボイラー 1基（蒸発器・過熱器 1式）

ボイラーメーカー：株式会社丸金佐藤造船鉄工所

最大蒸発量：1,500 kg/h

使用燃料：A 重油

ボイラー	蒸発器	過熱器
最高仕様圧力 (MPa)	1.57	1.57
水圧試験圧力 (MPa)	2.36	2.36
最高使用温度 (°C)	203.4	250
伝熱面積 (m ²)	52	8

安全弁	口径	数量
ドラム安全弁	25A	2
過熱器安全弁	25A	1

(2) 規格

厚生労働省 労働安全衛生法 ボイラー構造規格

ボイラー及び圧力容器安全規則

(3) 点検・整備内容

本業務は、ボイラー検査証の有効期限の更新に伴う性能検査を受けるための点検・整備を行うものであり、以下の作業を行う。

- ① 上下ドラム・水管・管寄せ 缶内の清掃
- ② 燃焼室・過熱器伝熱面の清掃
- ③バーナーの清掃
- ④機側水面計分解整備
(水面計ガラス破損・損耗時は交換のこと)
- ⑤安全弁(3基)の分解整備、作動試験
- ⑥ドラム付弁・ブロー弁・給水装置(逆止弁を含む)・付属品の整備
(サンプル水弁、表面ブロー弁を含む)
- ⑦性能検査受験手続の代行(検査手数料含む)及び検査時の立会い
- ⑧性能検査完了後の復旧作業及び試運転の立ち合い
- ⑨その他、性能検査受験に必要な個所の作業すべて

(4) 特記事項

- ①開放個所に使用されているパッキン類はすべて交換すること
- ②交換部品(パッキン類を含む)は、施工業者支給とする
- ③交換するパッキン類は、ノンアスベスト仕様とする
- ④本業務に必要な機材・測定機器等は施工業者において用意すること
- ⑤整備行程は本校校務部会計課施設係と日程調整を行うこと。
- ⑥酸欠防止のためマンホール開放時、缶内・炉内清掃時等ドラム内及び燃焼室に立ち入る際は、適宜酸素濃度の測定を行うこと
- ⑦作業の際に発生した廃材等は、施工業者において処分のこと
- ⑧マンホール開放時及び閉止時、安全弁の作動試験時には、担当係もしくは学校側運転担当者の確認を得ること
- ⑨マンホール及びハンドホール閉止時、ボルト・ナットは均等に締め付け、フランジ面間隙は十分にチェックすること
- ⑩ 作業終了後は、施設管理責任者に報告すること
- ⑪ 作業報告書及び工事写真を、それぞれ1部提出のこと

5. 追加事項

点検・整備内容に追加が必要となった場合は、別途にて行うこととする。

6. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

⑳食品加工実習工場ボイラー他点検整備

仕 様 書

仕様書

1. 件名 食品加工実習工場ボイラー他点検整備
2. 業務目的 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校（以下「本校」という。）の食品加工実習工場内ボイラーの点検、第一種圧力容器の点検整備及び性能検査を行い、安全を確保することを目的とし、下記により業務を遂行のこと。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要
 - (1) ボイラーの点検整備を行うこと。
 - ア. 対象ボイラー
型式：SAJ-30K 2基
 - イ. 点検項目等
 - ①ボイラー本体：缶内状況の確認
 - ②ガス側：ススの付着の有無，耐火材の落下の有無
 - ③給水系：給水ポンプの異常音の有無，シール漏れの有無
ストレーナー詰まりの有無，逆止弁漏れの有無
水位電極棒漏れの有無
 - ④付属機器：水面計ガラス漏れの有無，安全弁漏れの有無
連続ブロー作動の状態確認，圧力計の状態確認
電磁開閉器の状態確認，端子類のゆるみ確認
 - ⑤バーナー系：発煙の有無，油ストレーナー汚れの有無
ノズルチップ汚れの有無
ディフューザー汚れ・変形の有無
火炎検出器汚れの有無
 - ⑥制御系：圧力スイッチの作動確認
低水位作動確認
 - ⑦水処理：軟水器の作動確認

(2) 第一種圧力容器の安全弁等点検整備・吹出しテスト及び労働安全衛生法に基づく性能検査を行うこと。

ア. 対象圧力容器

①高温殺菌機（型式：T G X L - B [FJ2151,FJ2152] ）

②円筒型蒸煮機（型式：S L - 2 2 H）

イ. 点検項目等

①弁箱：腐食・損傷・破損の有無

②弁体：固着・詰まりの有無，腐食・損傷・破損の有無

③弁座：固着・詰まりの有無，腐食・損傷・破損の有無

④ばね：腐食・損傷・破損・劣化の有無

⑤弁棒：腐食・損傷・破損の有無

⑥フランジ部：腐食・損傷・破損の有無

⑦ネジ部：腐食・損傷・破損の有無

⑧その他：腐食・損傷・破損の有無

⑨吹出しテスト：吹出し圧力及び吹止まり圧力の測定

作動状態の確認

ウ. 労働安全衛生法に基づく性能検査を実施すること。

(3) 整備点検時期 毎年1回（2月中）

(4) 整備点検後は、試運転を実施し、正常に作動するか確認すること。

(5) 作業終了後は、施設管理責任者へ報告し、点検結果報告書を施設管理責任者へ提出すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。整備点検時期は毎年2月中とする。

②① 消防用設備保守点検業務

仕 様 書

仕様書

1. 件名 消防用設備保守点検業務
2. 業務目的 消防法第17条3の3の規定に基づき、自火報設備、防排煙設備、消火栓、避難器具、誘導灯、非常警報設備、消火器の総合・機器点検を行うことを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7-1
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
山口県宇部市大字小野8319-2
水産大学校 小野臨湖実験実習場
4. 業務概要 以下のとおり点検を行うこと。
 - 一. 機器点検（2回（6ヶ月に1回））
 1. 外観もしくは簡易的な操作の範囲内で消防用設備の機能上問題がないか確認を行うこと。
 2. 消防用設備の機器の適正な配置、損傷等、目視で不具合がないか確認を行うこと。
 - 総合点検（1回（1年に1回））
 1. 機器点検の他に消防用設備を実際に作動し、正常に機能するか確認を行うこと。
 - 二. 下記の施設の総合・機器点検を行うこと。
 1. 守衛所
 2. 本館
 3. 海洋生産実験教室棟
 4. 水産生物飼育培養棟
 5. 水産生物飼育研究棟
 6. 学生寮
 7. 国際交流会館
 8. 内燃・制御実験棟
 9. 武道館
 10. 二学科共用実験棟
 11. 大型回流水槽棟
 12. 課外活動施設

13. 機械棟
14. 多目的学生教育棟
15. 情報館
16. 学生合宿棟
17. 三学科共用実験棟
18. クラブ活動棟
19. 食品加工実習工場
20. 図書館
21. マルチメディアネットワークセンター
22. 海洋機械実習工場
23. 学生コミュニティーホール
24. 舟艇管理棟
25. 共同研究棟A
26. 共同研究棟B
27. 講義棟
28. 体育館
29. 船用機械総合実験棟
30. 小野臨湖実験実習場（宇部市）

三. 点検項目は下記のとおり行い、点検終了後、報告書を提出すること。

1. 屋内消火栓設備
2. 屋外消火栓設備
3. パッケージ型消火設備
4. 非常警報設備
5. 誘導灯
6. 避難器具
7. 消火器
8. 自動火災報知設備
9. 防排煙設備

四. 施工業者の負担範囲を次のとおり定める。

1. 点検に必要な工具、計測機器等の機材は設置機器に付属されているものを除き施工業者の負担とする。
2. 保守に必要な消耗品及び材料、油脂等は施工業者の負担とする。
3. 清掃に必要な資材及び機材は施工業者の負担とする。

五. 作業終了後は、施設管理責任者に報告すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする。

名 称	総合点検 8月～9月	機器点検 8月～9月	総合点検 2月～3月	機器点検 2月～3月
1 守衛所	○			○
2 本館	○			○
3 海洋生産実験・教室棟	○			○
4 水産生物飼育培養棟	○			○
5 水産生物飼育研究棟	○			○
6 学生寮	○			○
7 国際交流会館	○			○
8 内燃・制御実験棟	○			○
9 武道館	○			○
10 二学科共用実験棟	○			○
11 大型回流水槽棟	○			○
12 課外活動施設	○			○
13 機械棟	○			○
(油庫)	○			○
14 多目的学生教育棟	○			○
15 水産情報館	○			○
16 学生合宿棟	○			○
17 三学科共用実験棟	○			○
18 クラブ活動棟	○			○
19 食品加工実習工場	○			○
(高圧ガス充填室)	○			○
20 図書館	○			○
21 マルチメディアネットワークセンター	○			○
22 海洋機械工作実習工場	○			○
23 学生コミュニティーホール	○			○
24 舟艇管理棟	○			○
25 共同研究棟A	○			○
26 共同研究棟B	○			○
27 講義棟	○			○
28 体育館	○			○
29 船用機械総合実験棟	○			○
(薬品庫)	○			○
30 小野臨湖実験実習場(宇部市)		○	○	

②講義棟及び多目的学生教育棟昇降機保守点
検業務

仕 様 書

業 務 仕 様 書

1. 件 名 講義棟及び多目的学生教育棟昇降機保守点検業務
2. 業務目的 講義棟及び多目的学生教育棟に設置の昇降設備（一般用（ロープ式）乗用エレベーター）の円滑な運転及び安全を確保するため、点検整備及び建築基準法に定める定期検査を行うことにより、設備の機能維持を図ることを目的とする。
3. 業務場所 山口県下関市永田本町二丁目7番1号
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産大学校
4. 業務概要 以下のとおり行うこと。
 - 一. 対象設備
一般用（ロープ式）乗用エレベーター 2基（東芝エレベータ製）
*所在地は別紙「水産大学校校内図」参照
①積載量（定員）900kg（13人）
②停止箇所（停止階）
講義棟：4箇所停止（1～4階）
多目的学生教育棟：2箇所停止（1～2階）
③火災時管制運転装置・地震時管制運転装置・停電時自動着床装置及び身障者対策あり。
 - 二. 定期点検
専門技術者による3ヶ月に1回（遠隔点検については1ヶ月に1回、指定項目は毎日）の定期点検を行うこと。（別紙参照）
*専門の知識を持ち、国土交通大臣認定の昇降機検査資格者を有する技術者を現場へ派遣するものとし、点検・調整・注油及び補修作業を行い、その結果を書面にて報告する。
なお、作業範囲は別紙によること。
 - 三. 緊急点検
エレベーター設備に故障等が発生した場合は、速やかに保守担当者を派遣し、復旧及び必要な処置にあたること。
 - 四. 定期検査
建築基準法第12条に基づく年1回の定期検査を行うこと。
*検査の結果を定期検査報告書として取りまとめ、所定行政庁に報告すること。
 - 五. 点検時の電気系統・油脂類、ビス類、ウエス等作業に必要となるものの一切は請負者にて調達すること。
 - 六. 点検結果については、報告書を提出し施設管理責任者の確認を受

けること。

七. 作業終了後は、施設管理責任者に報告すること。

5. その他 仕様書に明記のない部分については、施設管理責任者の指示によることとする

別紙

定期点検

【点検項目】

1. 機器類

- ①制御盤機器
- ②巻上機・電動機
- ③電磁ブレーキ
- ④調速機

2. かご

- ①運行状態
- ②かご意匠関係
- ③かご戸各機器
- ④戸閉め安全装置
- ⑤外部への連絡装置
- ⑥照明、換気扇及びファン

3. かごの周囲・昇降路

- ①かごの上部の外観
- ②戸の開閉装置
- ③昇降路内各機器
- ④かご周辺機器
- ⑤主索及び調速機ロープ（平型ロープ）

4. 乗場

- ①乗場意匠関係
- ②乗場戸各機器

5. ピット

- ①ピット環境
- ②ピット内各機器

6. 付加装置

- ①各管制運転
- ②遠隔監視（通話）装置
- ③遮煙構造
- ④戸開走行保護装置

7. その他

- ①警告ラベルステッカー

遠隔点検

【点検項目】

1. 制御関連機器

- ①機器温度
- ②接触器動作状態
- ③制御機器動作状態

2. かが関連機器

- ①戸の開閉状態
- ②押しボタン動作状態
- ③ドアスイッチ動作状態
- ④照明灯点灯状態

3. 乗場関連機器

- ①戸の開閉状態
- ②ボタン動作状態
- ③ドアスイッチ動作状態

4. 昇降路内関連機器

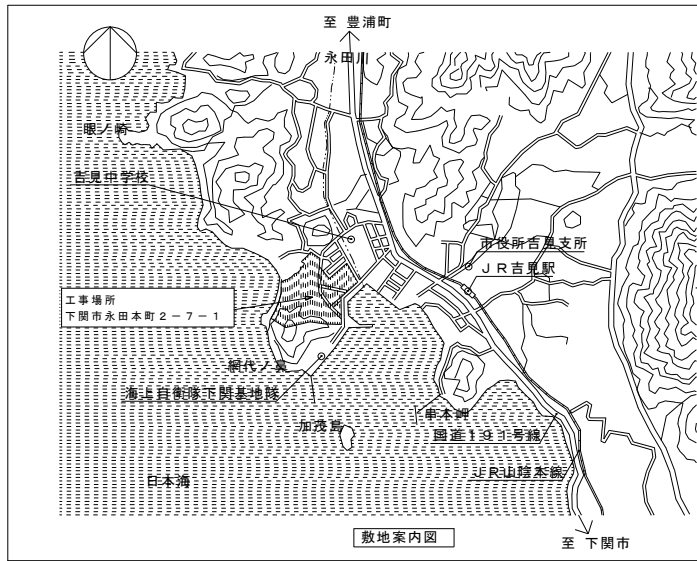
- ①昇降路内スイッチ動作状態

5. 運転性能

- ①起動状態
- ②加速状態
- ③一定速走行状態
- ④減速状態
- ⑤着床状態

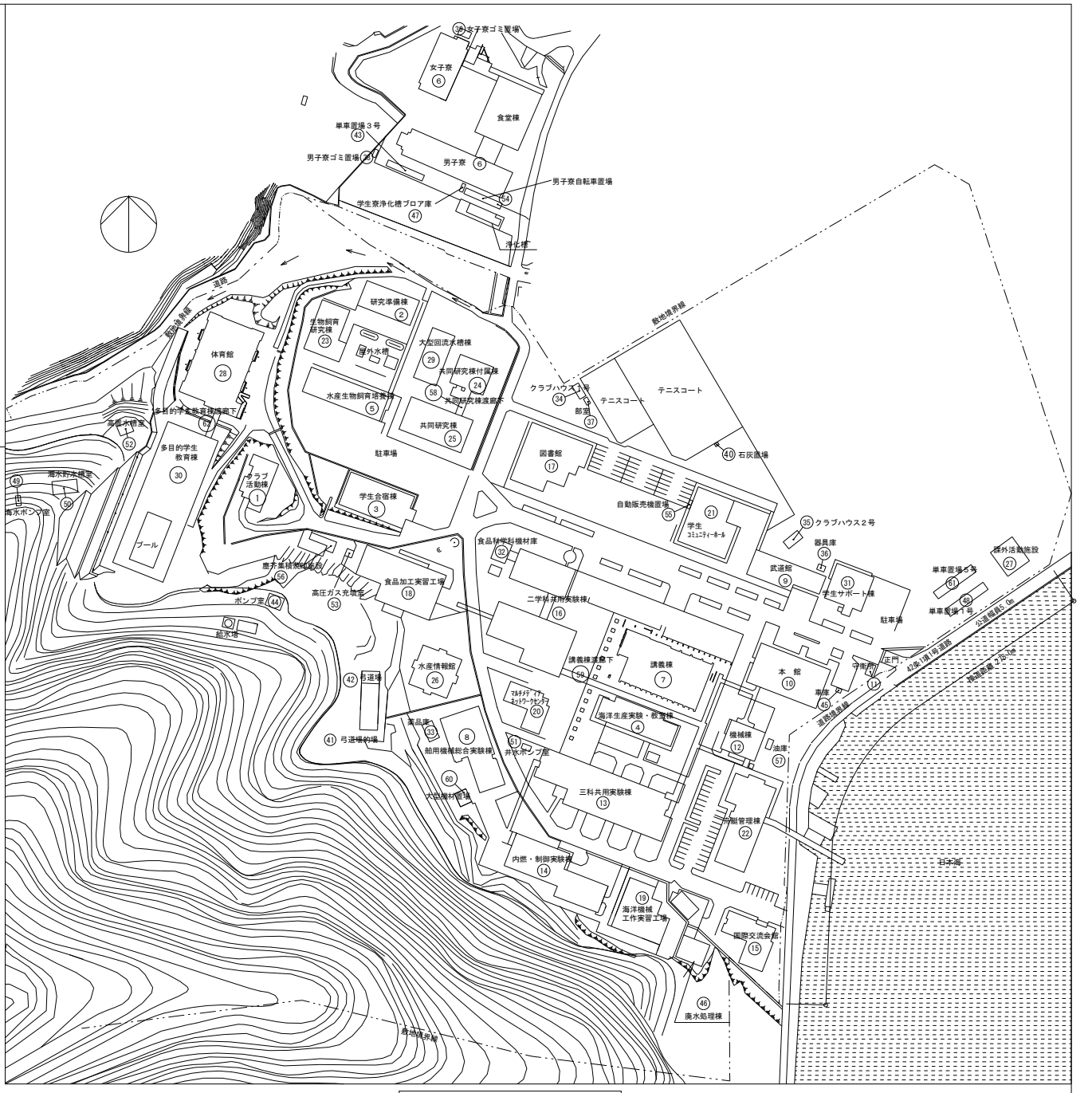
6. 遠隔監視（毎日）

- ①閉じ込め故障
- ②起動不能
- ③電源異常
- ④管制運転動作



敷地案内図

番号	建物名	構造階数	建築面積 (㎡)	延床面積 (㎡)	建築年月
1	クラブ活動棟	RC-2	292.74	564.62	S31.3
2	研究準備棟	RC-2	378.52	777.17	S34.3
3	学生合宿棟	RC-2	578.78	1142.05	S37.3
4	海洋生産実験・教室棟	RC-2	511.10	1022.20	S41.10
5	水産生物飼育実験棟	RC-2	570.74	1142.31	S43.10
6	学生寮(男子寮、女子寮、食堂棟)	RC-3	1894.24	4721.64	S35.3
7	講義棟	RC-4	1175.12	4556.59	H20.3
8	船用機械総合実験棟	RC-2	691.50	1003.24	H21.11
9	武道館	RC-1	481.75	481.75	S48.8
10	本館	RC-2	765.41	1542.14	S57.3
11	守衛所	RC-1	24.00	24.00	S57.11
12	福祉棟	RC-3	298.76	676.98	S57.11
13	三学科共用実験棟	RC-4	1499.75	4440.91	S61.12
14	内窓・制御実験棟	RC-2	928.30	1344.49	H1.2
15	国際交流会館	RC-2	434.48	865.59	H2.10
16	二学科共用実験棟	RC-4	1344.18	4326.65	H4.3
17	図書館	RC-2	399.00	626.39	H5.3
18	食品加工実習工場	RC-1	387.50	1683.41	H6.12
19	海洋機械工作実習工場	RC-3	562.00	970.24	H7.3
20	マルチメディアネットワークセンター	RC-2	383.39	728.77	H7.3
21	学生コミュニティホール	RC-2	699.02	1103.91	H7.3
22	舟艇管理棟	RC-2	776.47	1217.58	H8.12
23	水産生物飼育研究棟	RC-2	398.00	626.39	H9.3
24	共同研究棟付園庫	RC-2	396.00	439.06	H10.9
25	共同研究棟	RC-4	712.87	2973.98	H12.2
26	水産情報館	RC-2	474.03	797.03	H17.3
27	屋外活動施設	RC-2	243.41	417.82	S82.3
28	大型回流水槽棟	RC-2	1294.30	1446.96	H19.3
29	大型回流水槽棟	S-2	322.02	410.79	H19.3
30	多目的学生教育棟	RC-2	1954.61	1987.53	H25.3
31	学生サポート棟	RC-1	283.34	272.00	H31.3
32	食品科学材料棟	RC-1	85.33	95.69	S47.10
33	薬品庫	RC-1	45.00	45.00	H9.3
34	クラブハウス1号	CB-1	58.15	58.15	S59.9
35	クラブハウス2号	CB-1	58.15	58.15	S59.9
36	器具庫	CB-1	8.79	8.79	H7.5
37	居室	CB-1	9.81	9.81	H7.5
38	男子寮ゴミ置場	S-1	17.90	17.90	H16.2
39	女子寮ゴミ置場	S-1	11.52	11.52	H16.2
40	石灰置場	CB-1	6.30	6.30	S59.9
41	弓道場	W-1	48.60	48.60	H8.3
42	弓道場の場	CB-1	19.12	19.12	H9.3
43	駐車場3号	S-1	75.02	75.02	S59.12
44	ポンプ室	CB-1	11.06	11.06	S80.9
45	車庫	RC-1	30.00	30.00	S82.3
46	廃水処理棟	S-1	177.25	177.25	H4.4
47	学生寮浄化槽プロア庫	RC-1	11.61	11.61	H4.4
48	駐車場1号	S-1	95.40	95.40	H4.4
49	海水ポンプ室	RC-1	15.00	15.00	H5.3
50	海水貯水槽室	RC-1	166.90	166.90	H5.3
51	井水ポンプ室	RC-1	9.75	9.75	H5.3
52	高圧ガス充填室	RC-1	37.64	37.64	H5.3
53	高圧ガス充填室	RC-1	9.60	9.60	H6.12
54	男子寮自転車置場	S-1	40.06	40.06	H28.3
55	自動販売機置場	S-1	16.21	16.21	H8.3
56	塵芥集積抑制施設	S-1	39.04	39.04	H7.3
57	油庫	RC-1	15.88	15.88	H8.12
58	共同研究棟廊下	S-1	48.36	60.00	H12.2
59	講義棟廊下	S-1	226.94	226.94	H20.3
60	大型機材置場	S-1	42.00	42.00	H21.11
61	駐車場5号	S-1	84.60	84.60	H25.2
62	多目的学生教育棟廊下	RC-1	35.11	35.11	H25.3



全体配置図 1 : 1500

水産研究・教育機構	件名	縮尺	1 : 1500	構造
	図面名	作成年月日		建築・延面積
	水産大学校建物配置図・案内図			